

第 11 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 11 月 25 日 午後 3 時から

2 開催場所 由仁町役場 3 階委員会室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分 2 件)

日程第 4 議案第 2 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転 6 件、賃貸借 42 件、使用貸借 1 件)

日程第 5 議案第 3 号 土地の現況証明願について
(3 件)

4 出席
委員

1番 鷺見幸生	2番 杉本道哉	3番 川端 敦
4番 田中昭一	5番 高橋 智	6番 森長正徳
7番 西田勝敏	8番 佐藤弘之	9番 河端英利
10番 松田一博	11番 橋口善一郎	14番 中道雅彦
15番 北川正則		

5 事務局
説明員

局長 青木祐次	主査 鈴木 渉	主事 野島薫光
---------	---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席ください。

局長 ただいまから、令和6年第11回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和6年由仁町農業委員会第11回総会の出席者は13名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第11回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
7番 西田委員、9番 河端委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
が、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（内容説明）

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

本件は、砂利採取及び土砂採取に伴う一時転用申請2件であります。

議案の2ページをお開きください。

1番ですが、砂利採取になります。

申請者は、土地所有者である東三川自治区の■■■■氏で、事業実施者は、長沼町の■■■■です。

事業実施場所につきましては、東三川 2322 から 2325 までの4筆の畑で、転用面積は 21,343 m²です。

転用期間は、令和7年2月1日から令和8年1月31日までです。

なお、立地基準については、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、今回は一時転用ですので、特に問題がないものと判断しております。

また、一般基準においても事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、議案資料の1ページ、2ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

次に申請地を図面で説明しますので、議案の3ページをお開きください。

主査

右上の航空写真図になりますが、申請地は、町道吉本線の北側にある白線で囲まれた農地です。
議案の2ページにお戻りください。

次に2番ですが、土砂採取になります。

申請者は、土地所有者である川端自治区の[]氏と[]氏で、事業実施者は、川端の[]です。

事業実施場所につきましては、川端 1508 から 1557-1 までの3筆の畑で、転用面積は 17,896 m²です。

転用期間は、令和6年12月23日から令和8年11月30日までです。

なお、立地基準については、本申請地の一部は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

また、一般基準においても事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、議案資料の3ページ、4ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

次に申請地を図面で説明しますので、議案の4ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、[]の向かい、町道川端東部線の西側にある白線で囲まれた農地です。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長

本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長

本件については、11月18日に農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 1 号については、当農業委員会として可として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 1 号については、可として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 4、議案第 2 号『旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 2 号『旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について』
旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。
内容については、所有権移転の関係を鈴木主査、賃貸借及び使用貸借の関係を野島主事からそれぞれ説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第 2 号について、ご説明いたします。
本件は、所有権移転の売買が 6 件、賃貸借が 42 件、使用貸借が 1 件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の 12 月 2 日です。
本件の譲受人及び借受人である農業者は、農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。
全ての農用地について耕作または養畜を行う。
農作業に常時従事する。

主査

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。
の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案の6ページをお開きください。

1番から6番については、所有権移転の案件です。

1番から5番については、10月の総会で決定し、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

6番については、畑地化事業による公益財団法人北海道農業公社からの早期売渡しでございます。

1番ですが、土地の所在は古川 345-1 から 697 までの4筆の田と3筆の畑で、合計面積は 58,901 m²です。

売買価格は、[REDACTED]円で、譲渡人は古川自治区の[REDACTED]氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ古川自治区の[REDACTED]氏、[REDACTED]氏です。

2番ですが、土地の所在は山桝 437-1 から 471-1 までの11筆の田と1筆の畑で、合計面積は 87,083 m²です。

売買価格は、[REDACTED]円で、譲渡人は下古山自治区の[REDACTED]氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ下古山自治区の[REDACTED]氏です。

3番ですが、土地の所在は熊本 978 の1筆の田で、面積は 8,847 m²です。

売買価格は、[REDACTED]円で、譲渡人は西三川自治区の[REDACTED]氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は山桝自治区の[REDACTED]氏です。

議案の7ページをお開きください。

4番ですが、土地の所在は中三川 409 から 932 までの1筆の田と18筆の畑で、合計面積は 114,915 m²です。

売買価格は、[REDACTED]円で、譲渡人は中三川自治区の[REDACTED]氏の[REDACTED]であります[REDACTED]氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

主査 なお、事業参加者は中三川自治区の■■■■氏、■■■■
■■■■です。

以上で、議案第2号1番から4番までの説明を終わります。

議長 議案第2号1番から4番までの説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号1番から4番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号1番から4番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に議案第2号の5番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から■■■■には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

■■■■

議長 それでは、議案第2号の5番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 5番ですが、土地の所在は中三川886の1筆の畑で、面積は3,148㎡です。

売買価格は■■■■円で、譲渡人は中三川自治区の■■■■氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ自治区の■■■■です。

以上で議案第2号の5番の説明を終わります。

議長 議案第 2 号の 5 番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 2 号の 5 番については、農用地利用集積計画により
取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第２号の５番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 議案第２号の５番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、XXXXXXXXXXに報告します。

議長 それでは、議案第 2 号の 6 番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 6 番ですが、畑地化事業による早期売渡し案件になります。

土地の所在は東三川 1385-1 から 1400-1 までの 3 筆の畑で、合計面積は 11,102 m²です。

なお、

となっていることから、今回売渡しを受けることになったものであります。

売買価格は、 円で、譲受人は、東三川自治区の
 、令和5年度の5年タイプ事業で、4年早期で
畑地化対象農地のみの売渡してございます。

主事 7番以降は、賃貸借及び使用貸借になります。
議案8ページをお開きください。

主事

7 番ですが、土地の所在は、山形 19-5 から 20-3 までの 3 筆の畑で、合計面積は 5,522 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、山形自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく山形自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

8 番ですが、土地の所在は、山形 820、826 の 2 筆の田で、合計面積は 4,501 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、山形自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく山形自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

9 番ですが、土地の所在は、古川 246 の 1 筆の田で、面積は 6,511 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、安平町追分の ■■■■■ 氏、借主は、古川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

10 番ですが、土地の所在は、古川 248 の 1 筆の畑で、面積は 10,392 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、古川自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく古川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

11 番ですが、土地の所在は、古川 518-1 から東栄 409-10 までの 4 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 13,926.50 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、田・畑ともに 10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、古川自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく古川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

主事

12 番ですが、土地の所在は、古川 639-1 の 1 筆の畑で、面積は 12,010 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく古川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

13 番ですが、土地の所在は、東栄 234-1、235 の 2 筆の田で、合計面積は 4,180 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 4 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、下古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく下古山自治区の [REDACTED] 氏で、新規の案件です。

14 番ですが、土地の所在は、東光 14 から 26 までの 4 筆の田で、合計面積は 26,279 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、札幌市豊平区の [REDACTED] 氏、借主は、下古山自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

15 番ですが、土地の所在は、東光 80 の 1 筆の田で、面積は 1,785 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、下古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく下古山自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

議案 9 ページをお開きください。

16 番ですが、土地の所在は、岩内 1983 から 2420 までの 6 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 33,328 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、岩内自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく岩内自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

主事

17 番ですが、土地の所在は、岩内 1800-1、1800-2 の 2 筆の畑で、合計面積は 3,363 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、岩内自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

18 番ですが、土地の所在は、古山 828-1 から 893-2 までの 7 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 80,721 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく古山自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

19 番ですが、土地の所在は、西三川 547-1 から 557 までの 3 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 39,551 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく西三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

20 番ですが、土地の所在は、本三川 556 の 1 筆の畑で、面積は 25,728 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく本三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

議案 10 ページをお開きください。

21 番ですが、土地の所在は、本三川 676 から 677-2 までの 2 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 64,835 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、馬追の [REDACTED] 氏、借主は、本三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

主事

22 番ですが、土地の所在は、本三川 631、632 の 2 筆の畑で、合計面積は 14,000 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、本三川自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく本三川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

23 番ですが、土地の所在は、中三川 432 から 434 までの 3 筆の田で、合計面積は 32,647 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、札幌市北区の ■■■■■ 氏、借主は、中三川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

24 番ですが、土地の所在は、中三川 433、434 の 1 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 32,254 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、田・畑ともに 10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、札幌市北区の ■■■■■ 氏、借主は、中三川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

25 番ですが、土地の所在は、中三川 870 の 1 筆の畑で、面積は 17,333 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、札幌市北区の ■■■■■ 氏、借主は、中三川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

26 番ですが、土地の所在は、中三川 870、872 の 2 筆の畑で、合計面積は 17,663 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、札幌市北区の ■■■■■ 氏、借主は、中三川自治区の ■■■■■ 氏で、更新の案件です。

主事

27 番ですが、土地の所在は、中三川 905 から 937 までの 13 筆の田で、合計面積は 66,561 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、苫小牧市樽前の [REDACTED] 氏、借主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

議案 11 ページをお開きください。

28 番ですが、土地の所在は、本三川 480-1 から 807-2、東三川 2040 から 2042 までの 5 筆の田と 6 筆の畑で、合計面積は 129,429 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、三川錦町の [REDACTED] 氏、借主は、東三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

29 番ですが、土地の所在は、東三川 1702 から 1729 までの 6 筆の田で、合計面積は 89,204 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、東三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

30 番ですが、土地の所在は、東三川 2051 から 3012 までの 4 筆の田と 7 筆の畑で、合計面積は 132,852 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、東三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

議案 12 ページをお開きください。

31 番ですが、土地の所在は、東三川 2666 から 2689-7 までの 17 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 202,433 m²です。

主事

賃貸借期間は、令和9年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、田が10a当たり [REDACTED] 円、畑が10a当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、東三川自治区の有 [REDACTED] で、更新の案件です。

32番ですが、土地の所在は、東三川3045から3057までの6筆の田と6筆の畑で、合計面積は81,673 m²です。

賃貸借期間は、令和9年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、田が10a当たり [REDACTED] 円、畑が10a当たり [REDACTED] 円年間1,034,000円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、東三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

議案13ページをお開きください。

33番ですが、土地の所在は、東三川3065から3071までの4筆の田と1筆の畑で、合計面積は41,119 m²です。

賃貸借期間は、令和9年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、田が10a当たり [REDACTED] 円、畑が10a当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、東三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

34番ですが、土地の所在は、東三川979-2から2010までの4筆の畑で、合計面積は30,087.59 m²です。

賃貸借期間は、令和9年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

35番ですが、土地の所在は、三川緑町66、67-1の2筆の田で、合計面積は35,600 m²です。

賃貸借期間は、令和9年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、三川緑町の [REDACTED] 氏、借主は、同じく東三川自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

主事

36 番ですが、土地の所在は、東三川 2556 から 2904 までの 3 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 44,607 m²です。

賃貸借期間は、令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、[REDACTED] 氏、借主は、同じく東三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

37 番ですが、土地の所在は、東三川 2680 の 1 筆の田で、面積は 10,949 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく東三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

38 番ですが、土地の所在は、川端 479-1、480 の 2 筆の畑で、合計面積は 10,000 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、安平町追分の [REDACTED] 氏、借主は、川端自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

39 番ですが、土地の所在は、川端 494 から 504-1 までの 3 筆の畑で、合計面積は 18,150 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、川端自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく川端自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

議案 14 ページをお開きください。

40 番ですが、土地の所在は、川端 1369 から 1395 までの 12 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 46,653 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

主事 貸主は、神奈川県川崎市の■■■■氏、借主は、川端自治区の■■■■で、更新の案件です。

41 番ですが、土地の所在は、川端 1539-1 から 1551-1 までの 13 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 33,448.22 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、田・畑ともに 10a 当たり ■■■■円、年間 ■■■■円です。

貸主は、川端自治区の■■■■氏、借主は、同じく川端自治区の■■■■で、更新の案件です。

以上で、議案第 2 号 7 番から 41 番までの説明を終わります。

議長 議案第 2 号 7 番から 41 番までの説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 2 号 7 番から 41 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 2 号 7 番から 41 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に議案第 2 号の 42 番から 46 番を議題とする前に、会議規則第 10 条の関係か■■■■には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

■■■■

議長 それでは、議案第 2 号の 42 番から 46 番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事

42 番ですが、土地の所在は、山形 96-1 から 118 までの 3 筆の田と 4 筆の畑で、合計面積は 63,360.77 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、長沼町の [REDACTED] 氏、借主は、山形自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

議案 15 ページをお開きください。

43 番ですが、土地の所在は、山形 234-1、235 の 2 筆の畑で、合計面積は 23,512 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、山形自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく山形自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

44 番ですが、土地の所在は、山形 424 から 575-1 までの 3 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 2,975 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、山形自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく山形自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

45 番ですが、土地の所在は、北栄 1-1 から 3-1 までの 1 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 18,188 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、田・畑ともに 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、山形自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく山形自治区の [REDACTED] で、新規の案件です。

46 番ですが、土地の所在は、山形 573-1 の 1 筆の田で、面積は 12,714 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本町の [REDACTED] 氏、借主は、山形自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

主事 以上で議案第2号の42番から46番の説明を終わります。

議長 議案第2号の42番から46番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号の42番から46番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号の42番から46番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 議案第2号の42番から46番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、
に報告します。

議長 次に議案第2号の47番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から
には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

議長 それでは、議案第2号の47番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 47番ですが、土地の所在は、中三川425から428まで3筆の畑で、合計面積は16,303㎡です。

賃貸借期間は、令和11年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、10a当たり 円、年間 円です。

主事 貸主は、札幌市北区の[]氏、借主は、中三川自治区
の[]氏で、更新の案件です。
以上で議案第2号の47番の説明を終わります。

議長 議案第2号の47番の説明が終わりましたので質疑に入
ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号の47番については、農用地利用集積計画によ
り取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号の47番については、農用地利用集積
計画により取り扱うことに決定いたしました。

[]
議長 議案第2号の47番については、農用地利用集積計画によ
り取り扱うことに決定いたしましたので、[]に報告し
ます。

議長 次に議案第2号の48番を議題とする前に、会議規則第10
条の関係から[]には退席していただき、議事を進
めさせていただきます。

[]
議長 それでは、議案第2号の48番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 48番ですが、土地の所在は、東三川2737、2756の2筆の
畑で、合計面積は7,000㎡です。
賃貸借期間は、令和9年11月30日までの3年間で、賃貸
借料は、10a当たり[]円、年間[]円です。

主事 貸主は、東三川自治区の[]氏、借主は、同じく東三川自治区の[]で、更新の案件です。
以上で議案第2号の48番の説明を終わります。

議長 議案第2号の48番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号の48番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号の48番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

[]

議長 議案第2号の48番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[]に報告します。

議長 それでは、議案第2号の49番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 議案16ページをお開きください。

49番については、使用貸借の案件です。

土地の所在は、東三川2147から2903までの6筆の田と1筆の畑で、合計面積は90,965㎡です。

使用貸借期間は、令和9年11月30日までの3年間です。

貸主は、山柵自治区の[]氏、借主は同じく山柵自治区の[]氏で、新規の案件です。

以上で議案第2号の49番の説明を終わります。

議長 議案第2号の49番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号の49番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号49番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『土地の現況証明願について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『土地の現況証明願について』
土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願があったので、証明の可否の決定を求めるものでございます。
内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第3号について、ご説明いたします。
本件につきましては3件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願いです。
申請地については、本日、会長他6名の役員で現地確認をしております。

主査

議案の 18 ページをお開きください。

1 番ですが、現況証明の申請者は、古川自治区の■■■■氏です。

申請地は古川 191-3 から 191-17 までの 4 筆で、公簿地目が畑となっておりますが、現況は一部建物がたっており、宅地及び雑種地となっております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の 19 ページをお開きください。

申請地は、国道 234 号線の南側で、古川地区にある白線で囲まれた箇所となっております。

議案の 18 ページにお戻りください。

2 番ですが、現況証明の申請者は、古川自治区の■■■■氏、札幌市北区の■■■■氏、古川自治区の■■■■氏、苫小牧市見山町の■■■■氏です。

申請地は古川 191-4 から 191-15 までの 5 筆で、公簿地目が畑となっておりますが、現況は、駐車場や一部建物がたっており、宅地及び雑種地となっております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の 20 ページをお開きください。

申請地は、国道 234 号線の南側で、古川地区にある白線で囲まれた箇所となっております。

議案の 18 ページにお戻りください。

3 番ですが、現況証明の申請者は、岩内自治区の■■■■氏です。

申請地は岩内 1926 の 1 筆で、公簿地目が畑となっておりますが、現況は雑種地となっております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の 21 ページをお開きください。

申請地は、道道東三川由仁停車場線の西側で、岩内地区にある白線で囲まれた箇所となっております。

■■■■氏につきましては、現在農地のあっせん申出があり、今後農地の買い手の方に、今回の申請地を非農地として売買する予定となっております。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

議長 議案第3号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号については、当農業委員会として土地の現況地
目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号については、当農業委員会として土地
の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いた
しましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、
閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間16時15分)

議事録署名委員

7 番 西田 勝敏 

9 番 河端 英利 